

令和元年度財政援助団体等監査報告書

(補助金及び負担金の交付団体)

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（補助金及び負担金の交付団体）（地方自治法第199条第7項）

第2 監査の対象

平成30年度歳出予算19節「負担金補助及び交付金」から支出された財政援助に係る補助金交付17団体、負担金交付3団体の合計20団体を抽出し、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの当該補助等に係る出納その他の事務の執行及び市の補助等に関する事務の執行を対象として監査を実施した。

財政援助団体名称	補助金・負担金の名称	所管部署
秋田県消防協会大仙仙北美郷支部	秋田県消防協会大仙仙北美郷支部負担金	総務部 総合防災課
まつり大曲推進協議会	地域イベント補助金	企画部 まちづくり課
よしかタンポポの会	ひとづくり・ものづくり応援事業補助金	企画部 まちづくり課
社会福祉法人あけぼの会	認知症カフェ開催費補助金	健康福祉部 高齢者包括支援センター
社会福祉法人大曲保育会	臨時保育士処遇改善推進事業補助金	健康福祉部 子ども支援課
社会福祉法人大仙市社会福祉協議会	大仙市社会福祉協議会活動事業補助金	健康福祉部 社会福祉課
「大曲の花火」実行委員会	大曲の花火「冬の章」 花火打上及び会場環境整備事業負担金	経済産業部 観光課
神岡南外花火大会実行委員会	地域の花火大会等応援事業補助金	経済産業部 観光課
大仙市商工会	経営改善普及事業補助金	経済産業部 企業商工課
大仙市和牛改良組合	畜産関係団体補助金	農林部 農業振興課
中仙地域総合畜産振興会	畜産関係団体補助金	農林部 農業振興課
協和中学校	各種大会派遣費補助金 東北中学校体育大会（バレーボール）	教育指導部 教育指導課
大仙市スポーツ合宿事業推進委員会	スポーツ合宿事業推進委員会負担金	生涯学習部 スポーツ振興課
大仙市神岡愛育会	地域づくり事業補助金	神岡支所 地域活性化推進室

財政援助団体名称	補助金・負担金の名称	所管部署
西仙北スポーツクラブ	地域づくり事業補助金	西仙北支所 地域活性化推進室
ドンパン祭り実行委員会	地域づくり事業補助金	中仙支所 地域活性化推進室
荒川地区振興協議会	協和地域活動団体補助金	協和支所 市民サービス課
楢岡城を守る会	地域づくり事業補助金	南外支所 地域活性化推進室
史跡の里づくり委員会	地域イベント補助金	仙北支所 地域活性化推進室
おおた花の会	地域づくり事業補助金	太田支所 地域活性化推進室

第3 監査の着眼点

1 市所管部署

所管部署の補助金等の交付その他の事務が適正かつ効率的に行われているか、また十分効果があげられているかを主眼として実施した。また、財政援助交付団体に対する指導監督が適切に行われているかを主眼として監査した。

(1) 補助金交付要綱について

- ア 交付要綱は設定されているか。また、交付要綱設定の決裁手続きは適正か。
- イ 交付要綱に交付目的、補助対象事業、補助対象経費、補助金額算定方法及び補助終期が規定されているか。
- ウ 交付要綱の改正に関する決裁書が保管されているか。

(2) 補助金等の交付手続きについて

- ア 補助金等交付申請書を受領し、必要事項が記載されていることを検証しているか。また、前金払を必要とする場合、申請額を記載しているか。
- イ 補助金等交付申請書には、補助事業等計画書が添付されているか。この計画書は申請団体の事業計画書及び予算書等と符合するか。また、「補助金算出の基礎」欄は、交付要綱に即して具体的に記載しており、金額は適正か。
- ウ 補助金等交付申請調書を作成しているか。この調書の「補助申請額及び算出基礎」欄は、交付要綱に即して具体的に記載しているか。「前金払の有無」を記載しているか。
また、「補助交付額及び算出基礎」欄は、交付要綱に即して具体的に記載しているか。
- エ 交付決定通知は、所定の決裁を受けているか。

(3) 補助金等の確定手続きについて

- ア 補助事業等実績報告書を受領し、必要事項が記載されていることを検証しているか。この報告書は、決算諸表等と符合するか。また「その他参考事項」欄には、補助金算出の過程が交付要綱に即して具体的に記載されており、金額は適正か。
- イ 補助金等の額の確定通知は、所定の決裁を受けているか。
- ウ 前金払額が確定した補助金額を超過した場合、返還手続きを行っているか。

(4) 会計処理の確認について

- ア 補助金等に関する確認、指導は適時、適切に行われているか。

イ 補助事業等実績報告書の受領時に会計内容を確認しているか。

(5) 補助金の見直しについて

ア 交付目的や効果等から判断して、廃止に向けて見直しする必要がある補助金はないか。

(6) 負担金について

ア 補助金ではなく負担金として交付している場合、その理由は明確か。また、交付手続きに関する定めはあるか。

2 財政援助団体

監査の対象となった財政援助団体の当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が当該財政援助の目的に沿って行われているかを主眼として監査した。

(1) 会計処理について

ア 補助金等に係る会計は、区分管理されているか。

イ 会計帳簿体系は、整備されているか。

ウ 会計帳簿の記帳は適正か。

エ 会計処理は、所定の決裁を受けているか。

オ 領収書等の証拠書類は、一定の基準で明瞭に整理、保存されているか。

カ 補助金等が対象事業以外に流用されていないか。

(2) 繰越金について

ア 次年度繰越額は、補助金額等と比べて妥当か。

(3) 積立金について

ア 積立金の積立手続きは所定の手続きを経ているか。また、積立金の残高は妥当か。

第4 監査の主な実施手続き

1 監査手続

監査の手続は試査とし、監査対象に対する確認、証憑突合、帳簿突合、分析手続、閲覧及び質問を行った。

2 監査手順

①対象となる補助金等の抽出

②提出資料・様式の選定

③実施通知及び日程の通知

④予備監査：提出資料の書類監査及び所管課への聴き取り

⑤本監査（対面監査）

⑥関係部長講評

⑦監査意見書告示

第5 監査の実施場所及び日程

【実施場所】

本監査は、監査委員事務局内で実施した。

【日 程】

9月12日（木）実施通知（資料提出依頼）

- 9月26日(木) 資料提出締切、予備監査開始
- 10月 8日(火) 予備監査終了
- 10月 9日(水) 本監査開始
- 10月18日(金) 本監査終了
- 11月11日(月) 関係部長講評
- 11月21日(木) 監査報告書告示

第6 監査の結果

監査の対象となった財政援助団体の当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行は、当該財政援助の目的に沿って概ね適正に行われていると認めた。

また、所管部署の補助金の交付その他の事務の執行、及び財政援助団体に対する指導監督は、概ね適正に行われていると認めた。